

(認定ポイント表)

取り組み分野	取り組み項目	ポイント
(1) 結婚・妊娠・ 出産・育児への支 援 (対外的な取 り組み)	①「赤ちゃんの駅」への登録	3
	②店舗や事業所内におもちゃや絵本等を備えたキッズスペースを設置	1
	③子育て世帯向けのサービスの提供 例) ベビー用品等の安価なレンタル 商品代金・利用料金等の割引	2
	④妊娠中や乳幼児連れの人に配慮した店舗・施設づくり 例) 託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレ等の設置	2
	⑤公的施設、事業等での妊婦・子育て世帯向けの試供品等の提供	1
	⑥子育て支援活動の実施 例) 従業員グループによる定期的な劇、読み聞かせ、バザー等の開催	2
	⑦その他、妊娠中や子育て中の人に優しい独自の取り組み	1
	⑧結婚支援の取り組み 例) 結婚に向けたライフプラン構築等を啓発する従業員向け研修の実施 子育て応援企業同士の情報交換による企業間交流への参加(予定) ひょうご出会いサポートセンターのあいサポ会員に登録	1
	⑨明石市の子育て支援事業への協力 例) 店舗、事業所等への市の支援事業のポスター・チラシ等の掲示 従業員の子育て支援事業への参加	1
	(2) 地域の子ど もへの支援	①明石市こども基金等への協力
a) こども基金への一定額以上の寄附(過去3年間で5万円以上)* ¹		3
b) こども基金への寄附(過去3年間で5万円未満)* ¹		2
c) こども夢文庫等への図書または物品の寄贈(過去3年間の実績。③ の事業への寄贈を除く)		2
②オレンジリボンキャンペーンへの協力(過去3年間の実績)		
a) キャンペーン協賛企業に認定(2項目以上、独自の支援含む)		3
b) キャンペーン協賛企業に認定(1項目以上または独自の支援)		2
③明石市のこども居場所づくり事業(こども食堂)・地域活動支援事業(地 域学習支援等)への協力 例) こども食堂の運営、食材提供、開催場所の提供等 地域学習支援・フリースクールの運営、開催場所の提供等		2
④子どもの安全・見守り		
a) 「こども110番の家」に登録		2
b) 社用車の「安全・安心パトロール」ステッカー貼付		1
c) 地域でのあいさつ運動等の継続的な実施(月1回以上)		1
⑤その他子どもへの支援		
a) トライやる・ウィークでの生徒の受け入れ		2
b) 子どもに関わる地域行事等への参加		1
c) 子どもに関わる地域行事等に際しての企業スペースの貸与		1
d) 子どもを対象とした職場見学・職業体験等の開催		1
e) 子どもを対象とした出前講座の開催	1	
f) その他、子どもへの支援	1	

* 1 寄附付商品の販売、募金による寄附も合算して含めるものとする

取り組み分野	取り組み項目	ポイント
(3) 子育てしやすい職場環境づくり (企業内での取り組み)	①法定を上回る就業規則の制定 例) [労働基準法] 産前産後休暇 [男女雇用機会均等法]妊婦健診休暇 [育児・介護休業法] 育児休業期間、短時間勤務制度、所定外労働・時間外労働・深夜業の制限、子どもの看護休暇	2
	②子育てしやすい就業制度の創設 例) フレックスタイム制、変形労働時間制の実施 家族の日 (学校行事、誕生日等) の休暇制度の導入 子どもの健診や予防接種のための休暇制度の実施	2
	③育児休業を取りやすい職場環境の整備 (過去3年間の実績)	
	a) 女性従業員の8割以上が育児休業取得	1
	b) 男性従業員の育児休業取得実績あり	1
	④職場復帰しやすい環境の整備 例) 育児休業中の従業員への職場復帰支援 (情報提供、講習、相談等) 産休・育休取得後の継続就業の実績 (8割以上)	1
	⑤子育て中の従業員への支援	
	a) 子育て中の従業員向けの相談体制の整備	2
	b) 子育て中の従業員向けの情報提供	1
	c) 子育て中の従業員同士の交流会の実施	1
	⑥PTAや子ども会、その他地域活動に参加しやすい職場環境の整備 例) PTA活動のための休暇制度の創設 地域ボランティア活動のポイント制度の導入	2
⑦企業内託児所の設置	2	
⑧その他子育て中の従業員に配慮した措置の実施 例) 子育て中の従業員の社宅への入居に関する配慮 子育てのために必要な費用の貸付の実施 その他、妊娠中や子育て中の従業員に配慮した措置	1	

※該当項目の合計が7P以上 (従業員100人以上の企業は10P以上) に達した場合に認定とします。

※各取り組みは原則として、過去2年間における実績または申請年度内に実施予定のものとして。

※(1)～(3)の分野のうち、2つ以上の分野で取り組みがあることが必要です。

※同じ項目で複数の取り組みを行っている場合、それぞれの取り組みで加点できる場合がありますので、申請前に一般財団法人 あかしこども財団にご相談ください。

※申請の際は別紙申請シートに記入の上、提出してください。